



中小企業者のための鹿児島県の融資制度 中小企業振興資金



○ どんな資金？

中小企業者がさまざまな資金使途で活用できる一般的な資金です。

○ 融資対象者 県内で現に営む事業を6月以上継続して営んでいる中小企業者及び組合

1 中小企業者

2 組合

3 共同生産、共同加工、共同購入、共同販売、共同運送、共同保管等の共同経営事業（貸付事業を除く。）を行う組合で、鹿児島県中小企業団体中央会の認定を受けたもの

○ 鹿児島県SDGs登録事業者、パートナーシップ構築宣言企業又はかごしま「働き方改革」推進企業は保証料が割安に！！

運転設備資金 年0.19%～年1.49%（通常よりも0.1%引き下げ）

設備資金 年0.19%～年1.64%（通常よりも0.1%引き下げ）

※ 適用を受けるには「鹿児島県SDGs登録制度の登録証の写し」、「公表しているパートナーシップ構築宣言の写し」又は「働き方改革推進企業の認定証の写し」が必要です。

○ 融資条件

融資限度額	運転設備資金 5,000万円 / 設備資金 7,000万円
利率 ※金融情勢により変動 することがあります。	1年以内 年1.95% / 1年超3年以内 年2.15% / 3年超5年以内 年2.25% 5年超7年以内 年2.45% 又は 変動金利 / 7年超10年以内 年2.55% 又は 変動金利 10年超 変動金利
信用保証料 (県補助後) 保証機関の基本保証料率 のうち、一部を県が負担 しています。	運転設備資金 年0.29%～年1.59% 設備資金 年0.29%～年1.74% ・鹿児島県SDGs登録事業者等 年0.19%～年1.49% ・鹿児島県SDGs登録事業者等 年0.19%～年1.64%
融資期間	運転設備資金 7年以内（うち据置12月以内） / 設備資金 15年以内（うち据置12月以内）
償還方法	毎月均等分割（融資期間が1年以内の融資にあつては、一括又は均等分割）
取扱金融機関	鹿児島銀行／南日本銀行／鹿児島信用金庫／鹿児島相互信用金庫／奄美大島信用金庫／ 鹿児島興業信用組合／鹿児島県医師信用組合／奄美信用組合／福岡銀行／肥後銀行／宮崎銀行／ 西日本シティ銀行／熊本銀行／宮崎太陽銀行／商工中金 (県外に本店を有する金融機関については県内営業店に限る。)
必要書類	信用保証委託申込書／県民税及び市町村民税の納税証明書／中小企業制度資金融資申込書／組合 共同事業融資対象認定申請書（共同事業組合のみ）／鹿児島県SDGs登録制度の登録事業者は登録 証の写し／パートナーシップ構築宣言の宣言事業者は「パートナーシップ構築宣言」ポータルサ イトで公表している宣言の写し／かごしま「働き方改革」推進企業は知事の認定証の写し／その 他知事、保証機関及び取扱金融機関が必要と認める書類

※ 連帯保証人及び担保は、保証機関の定めるところによります。

※ 新たな資金の融資が可能かどうか等については、金融機関又は保証機関へお尋ねください。

○ 融資の流れ ～ご相談は最寄りの商工会議所・商工会等、金融機関へどうぞ～

